

平成 28・29 年度学校給食用パン加工委託工場
及び炊飯委託工場指定方針

公益財団法人静岡県学校給食会

1. 指定申請のできる工場

- (1) 本年度、学校給食用パン加工委託工場または炊飯委託工場として指定されている工場で、引続き指定を希望する工場。(指定更新希望工場)
- (2) 新たに指定を希望する工場で、別添「静岡県学校給食用小麦粉製品加工および炊飯委託工場選定基準」に適合し、県学校給食会が必要と認める工場。(新規指定希望工場)

2. 指定申請書の提出

- (1) 引き続き指定を希望する工場は、県学校給食会又は、工場が所属する団体(静岡県学校給食パン協同組合)から「委託工場指定申請書」の用紙を受け取り、工場所在地の市町教育委員会を通じて平成 27 年 8 月 28 日(金)までに県学校給食会へ提出する。この場合、市町教育委員会へは 8 月 21 日(金)までに提出する。
- (2) 新たに指定を希望する工場は、県学校給食会から「委託工場指定申請書」の用紙を受け取り、(1)と同様に期日までに提出する。
- (3) 提出部数
申請者は 3 部(本書 1 部、写し 2 部)作成し、市町教育委員会へ提出する。(写し 1 部は市町控、本書 1 部及び写し 1 部は県学校給食会へ提出)

3. 工場の選定

- (1) 工場の選定は「静岡県学校給食用小麦粉製品加工及び炊飯委託工場選定基準」および「学校給食用小麦粉製品加工及び炊飯委託工場指定要領」の規定に基づいて行う。
- (2) 工場実地調査は、平成 27 年 10 月から実施する。
- (3) 指定申請工場は、平成 27 年 4 月以降に実施された所轄保健所の「食品衛生監視票」に基づく監視指導の結果を、平成 27 年 10 月 30 日(金)までに県学校給食会に提出する。
- (4) 委託工場選定委員会は、平成 28 年 1 月下旬に実施する。

4. 学校割当

委託工場として適当と認められる工場に対する学校割当は、次の各事項を考慮して行う。

- (1) 工場の製造規模
- (2) 輸送距離の平均化
- (3) 市町教育委員会及び工場所属団体の意見
- (4) 学校給食に対する実績

5. 委託工場決定の時期

平成 28 年 2 月上旬